

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 25 回 税務

過大請求付加価値税の返還に係る判例

2024 年 2 月

はじめに

欧州司法裁判所 (ECJ) は、2023 年 9 月 7 日の判決 (「シュッテ事件」 C-453/22)¹ で、サプライヤーによる過大な付加価値税 (VAT) の請求と、これに伴う購入者から税務署への直接返還請求に関する新たな見解を示しました。本稿ではこの概要をお伝えします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) が作成したものを、和訳・編集したものです。原文 (ドイツ語) は [こちら](#) をご参照ください。

Contents

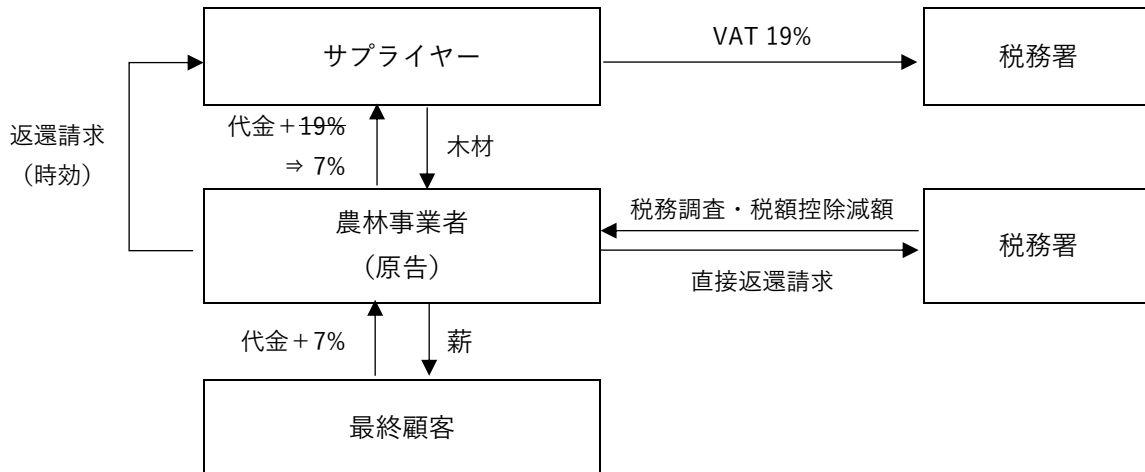
- ・ 事案の概要
- ・ 過大な VAT の直接返還請求に関する過去の判例
- ・ 過大な VAT の直接返還請求に関する新たな見解
- ・ インボイスの発行・受領に関する内部統制の必要性

事案の概要 (次頁イメージ参照)

- ・ 2011 年から 2012 年にかけて、農林事業者 (原告) は木材を購入して VAT 19% (標準税率) を支払う一方、木材を加工して薪として販売し、VAT 7% (軽減税率) を徴収していました。原告は当該 7% の売上 VAT と、19% の仕入 VAT をベースに、VAT 申告を行っていました。
- ・ 税務調査の結果、原告の仕入にも 7% の軽減税率が適用されるべきと判断され、原告の仕入税額控除は減額されました。その後、原告はサプライヤーに連絡し、インボイスを修正して差額を返還することを依頼しました。しかし、サプライヤーは民法上の時効を理由に返還を拒否しました。
- ・ その後原告は、過大に支払った VAT と、その利子の返還を求める、直接返還請求の申請書を税務署に提出しました。税務署がこれを拒否したため、原告はミュンスター税務裁判所に訴訟を提起、さらにミュンスター税務裁判所は、ECJ に裁定を依頼しました。
- ・ ECJ は本件について、原告の税務当局に対する過大支払 VAT の直接返還請求権は認められるとの見解を示しました。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:62022CJ0453>

<イメージ>



過大な VAT の直接返還請求に関する過去の判例

原則として、購入者はサプライヤーから過大に請求された VAT を仕入税額として控除することはできません。VAT が実際にサプライヤーに支払われたか、サプライヤーによって税務署に納付されたかは関係ありません。これは特に、取引が実際には非課税や免税、または軽減税率の対象であるにもかかわらず、標準税率で請求された場合に該当します。サプライヤーが適切な請求書を発行する義務を負う一方で、購入者は過大な VAT を含んだインボイスを受領した場合にはサプライヤーに修正を求める義務を負います。

しかし、ECJ は過去の「Reemtsma 判例」²において、VAT 請求額が過大であることが明らかになった時に既にサプライヤーが倒産していた等の場合には、インボイスの誤りに気付かず過大な VAT を支払ってしまった購入者は、税務当局に直接返還請求をする権利があることを認めていました。

ドイツ税務当局 (BMF) は書簡の中でこの見解を受け入れたものの、その適格性に関しては非常に高いハードルを設定していました。すなわち購入者は、税務当局に直接返還請求を行う前に、サプライヤーから過大な VAT の返還を受けるためのあらゆる措置を講じなければならないとされていました。

過大な VAT の直接返還請求に関する新たな見解

ミュンスター税務裁判所から提出された質問に基づいて、ECJ はこの直接返還請求に関する見解を明確にしました。

ドイツ税務当局の過去の見解 (上記) によれば、サプライヤーが購入者に対して時効を理由に過大な VAT の返還を行わないことは、直接返還請求が認められる理由にはならないと考えられましたが、ECJ は VAT の中立性を理由にこれを否認しました。ECJ は、納税者に対する不当な VAT の負担を軽減することが過度に困難になってはならず、直接返還請求は認められるとの見解を示しています。

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62005CJ0035>

インボイスの発行・受領に関する内部統制の必要性

本件においては直接返還請求が認められる方向となりましたが、上記のとおり、正確なインボイスを発行する義務がサプライヤーにある一方で、購入者には受領したインボイスが正しいかどうかを確認する義務があります。仮に過大な VAT を含んだインボイスを受領した際に、何らのアクションも取らずにサプライヤーに当該 VAT を支払った場合、仕入税額控除が認められない可能性は高いと考えられます。

インボイスの発行・受領の双方について、適切な内部統制を整備・運用する必要があります。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。